

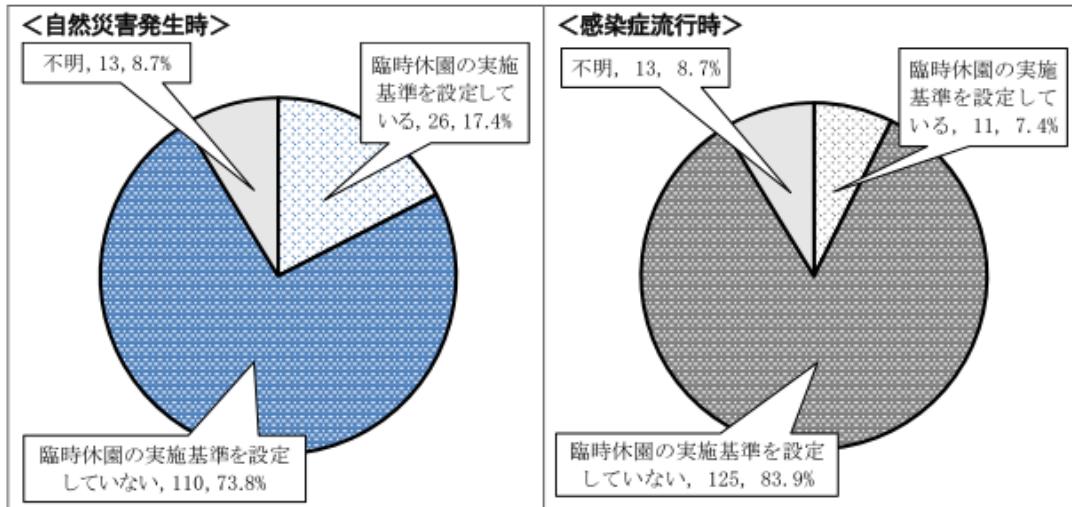
gb Opinion Report

株式会社 global bridge HOLDINGS 三村 武史

臨時休園の実施基準の設定状況が示唆する 保育士不足解消につなげる制度検証の必要性

【臨時休園の実施基準の設定状況】

(単位: 施設、%)



(注) 1 当省の調査結果による。

2 図表中の構成比は、小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならないものもある。

出所: 総務省行政評価局「子育て支援に関する行政評価・監視 一保育施設等の安全対策を中心として一 結果報告書」(2018年11月)
http://www.soumu.go.jp/main_content/000583885.pdf

保育士の待遇や働く環境については、ここ最近、メディア等で取り上げられる機会が多くなっている。国や自治体は保育士の給与に対する補助金の支給やICT導入を促進するなど対応策を講じているが、制度的な改善は未着手の部分も多い。

上の表は、総務省行政評価局の「子育て支援に関する行政評価・監視 一保育施設等の安全対策を中心として一 結果報告書」に記載されている、非常時における保育施設の臨時休園の実施基準の設定状況について、149の保育施設から得た回答結果である。災害発生や感染症流行といった保育並びにそこで働く保育士の安全性に問題が出る可能性がある状況において、臨時休園の実施基準を定めている施設は20%にも満たないものとなっている。基準を定めない一番の理由としては、自然災害発生時及び感染症流行時ともに「乳幼児を預けたいとする保護者がいる限り、臨時休園を行うべきではない」というものであった。保育施設に課せられた役割を考えたときに保護者ファーストとなることは当然のことではあるが、非常時にまで保護者を優先し過ぎることは、預かる園児はもちろんのこと、その施設で働く保育士の安全性までも疎かになっているのではないだろうか。働く人間の安全性が不安定な労働環境が良いとは言えない。

臨時休園の基準を定めていない他の理由としては、「具体的な基準を決められない」、「発想がなかった」、「制度上できないと思っていた」、「保護者のクレームが気になってしにくい」といった回答が挙げられている。厚生労働省は、乳幼児の安全の確保のため、施設長、設置者等の判断で臨時休園を行うことは妨げられないとしてはいるが、具体的な基準などを法令等によって定めているわけではない。認可保育所の場合は、自治体からの委託

事業である以上、根拠となる法令等が無い状況では自主的に臨時休園基準を定めるのが難しいという事情がある。

ひと昔前と違い、現在では一般企業等では災害発生時などは活動を休止するケースも増えてきた。2019年は全国的に自然災害が多く発生し、台風時には公共交通機関も事前に運転を見合わせるなどの対応が行われた。公共の福祉という特性を考えると保育施設の都合でむやみやたらに休園することは許されないが、安全性の確保とともに保育士の働く環境の整備という観点から、事前に非常時の休園基準を定めることは有用ではないだろうか。

そのためには、自治体が率先して基準を定める必要がある。前述のように、自治体からの委託事業である認可保育所が独自で基準を設けるには制度的・心理的抵抗が出やすい。報告書でも、保護者への説明のしやすさなどもあり、自治体に基準を定めて欲しいという施設側の意見が記載されている。

現在、不足する保育士問題の中では、給与や待遇、施設や保育事業者側の努力による労働環境の改善を取り上げられることが多い。しかしながら、自治体による制度の制定や見直し、緩和といった方策によつても、労働環境の改善、ひいては保育士不足の解消に寄与する余地はまだあるのではないだろうか。そのためにも大きなものから小さなものまで、現行制度の検証を行うことが必要である。

●当レポートは、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。当レポートのご利用に際しては、ご自身の判断にてお願い申し上げます。また、当レポートは執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一的な見解を示すものではありません。なお、当レポートに記載された内容は予告なしに変更されることもあります。当レポートは著作物であり、著作権法に基づき保護されています。当レポートの全文又は一部を著作権法の定める範囲を超えて無断で複製、翻訳、翻案、出版、販売、貸与、転載することを禁じます。